

支援センターだより  
No. 6

## なぜ必要？ 税理士業務と成年後見制度

東北税理士会成年後見支援センター  
(公益活動対策部)

東北税理士会成年後見支援センターだよりの6回目は、後見人の業務である身上監護についてです。

### 1 はじめに

成年後見人等の仕事は、成年被後見人の財産管理と身上監護とされており、いずれも善良なる管理者としての注意義務を負っています。(民法869条において準用する644条)

このうち、財産管理については私達税理士の日常業務であり、それが何であるか迷うことはさほど多くはないでしょう。しかし「身上監護」については、身内以外の第三者後見人にとって判断に迷うことが多々あると思われる。

2 身上監護の法的根拠  
身上監護とは「被後見人の身上を監督し保護することで、その生活、療養看護に関する全般

を要求することになるのでしょうか？法定後見制度がただ単に、家事などの生活に必要な身の回りの事実行為が出来なくなった、という状況を救済する制度でないことは、十数年を経て認められるところでは、被後見人に対する「保護が間に合わない」といった急を要する場面」以外では、被後見人の「介護に対して成年後見人が行うべき対応は、原則としてやはり介護に対する手配と見守りにとどめるべき」(上山泰「専門職後見人と身上監護」P119)です。

3 身上監護に関する成年後見人の権限・義務の範囲  
高齢化問題とは1人では自立して生きていけなくなった人をどう支えていくかの問題でもあります。そこで最も必要とされる支援は、そこで最も必要とされる支援は、そのための、ともすれば成年後見人等への期待は大きくなりがちですが、その職務範囲と職務の具体的内容は法律行為と、それに付随する事実行為に限られます。具体的には、次のようなものが上げられます。(日税連成年後見支援センター・成年後見ガイドブックより引用)

(1) 身上監護業務としての法律行為  
イ 病院等の受診、医療・入退院等に関する契約等  
ロ 本人の住居の確保に関する契約、費用支払  
ハ 福祉施設の入退所・通所に関する契約、費用の支払  
ニ 公租公課・公共料金等に関する必要な手続等  
ホ 社会保障給付に関連して必要な申請・手続  
ヘ 保健・福祉・介護サービスに関連して必要な申請等  
ト 文化活動その他の社会参加に関する契約、費用の支払  
チ イからトに関連する手続上の異議申立、訴訟行為  
イ 本人の状況に応じた定期・不定期の訪問による本人の心身状態、生活状況、社会参加に対する希望の把握並びに意思確認  
ロ 本人の住居の確保のための情報収集並びに本人の意思確認  
ハ 福祉施設等を決定するための情報収集並びに本人の意思確認  
ニ 保健・福祉・介護サービス内容に対する監視・監督行為  
ホ その他契約の履行に関する監視・追跡調査  
ヘ 本人を取り巻く支援関係

者との状況確認・調整等  
4 おわりに

被後見人の権利や利益の保護を図るといふ成年後見制度の目的は、成年後見人等が制度の趣旨に従い誠実に職務を遂行することによってはじめて達成されます。ノーマライゼーションの理念に従って、被後見人の残存能力を最大限に引き出し、活用することによって、地域社会の中で自分らしい生活を送れるように、支援していくことが期待されています。そのためにも、成年後見人は、本人の意思を尊重し(意思尊重義務)、かつ、本人の心身の状態および生活の状況に配慮する(身上配慮義務)という2つの義務を負っています。後見人等の業務内容を精査していくと、場合によっては膨大な事務量となりかねません。法人による後見、あるいは複数の後見人が付くというケースもあるようです。日常的に業務に追われる税理士がどのように関わっていくかはこれからの課題です。制度が求める後見人の業務を遂行するに当たっては、高い倫理観と能力が要求されます。税理士の職能を活かした社会貢献が求められているといえます。

(相談員 高篠伸子)